

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成31年1月9日（平成31年（行情）諮問第7号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行情）答申第542号）

事件名：特定個人の行政不服審査請求を受理した日付が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月1日付け法務省保総第266号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 審査請求に係る処分の内容

法務省保護局は、請求人（審査請求人を指す。以下同じ。）の行政文書開示請求について不可思議な理由で請求を不開示決定しました。

（法務省保総第266号）

イ 審査請求の趣旨

処分庁の不開示決定を取り消し、処分庁の処分について違法の宣言を求めます。

ウ 審査請求の理由

特定年月日A付けで請求人は、本件対象文書という、行政不服審査請求の受付記録を処分庁に請求したところ、「開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき特定の個人に関する情報が開示されることと同様の結果が生じるため、法8条の規定により不開示とした。」と、本件対象文書があるかないか答えるだけで個人情報の開示になるので不開示にしたという内容の不開示決定を出してきましたが、本件対象文書は、業

務手続上必ず作成され存在するはずですが、なぜ存否が問題になるのでしょうか。本件対象文書は、必ず存在するものであって、その存否を答えるだけで不開示情報の開示になる文書ではありません。

しかも行政不服審査請求の処理状況は公開するよう定められています（行政不服審査法 85 条）。

請求人が請求しているのは、行政不服審査請求の処理状況である受付の日付です。個人情報ではありません。処分庁の決定は支離滅裂です。取消しを求めます。

（2）意見書

ア 本件対象文書を請求するに至った理由

本件請求は、法務省の不祥事に関係しています。

私（審査請求人を指す。以下同じ。）は現在、特定刑事施設に収容中の身ですが、事件の犯人ではありません。

なので、裁判の不正について告訴、告発、付審判請求を行っていました。

すると、特定年月日 J、特定保護観察所の特定保護観察官が特定刑事施設へ来庁し（特定地は私の居住地です。）、私に面接を行い「（裁判の不正の追及を止めないと）仮釈放がもらえなくなるぞ。」という旨の脅しともとれる勧告をします。そして、この面接の後、特定保護観察官は抗議のためと思われる辞職をします。

特定保護観察官の面接は、特定地検から要請された不当なものと思料されます。

私は、特定保護観察官の面接の目的を追及しようと、同面接で作成されるはずの調査書の開示を特定保護観察所に求めましたが、一切手続がされませんでした。

なので法務省に行政不服審査請求をしたところ、上記不作為について謝罪がありましたが、その対象文書は開示されませんでした。（この対象文書（調査書）の不開示については、現在行政不服審査請求中です。諮問番号平成 30 年（行情）諮問第 464 号）

私は特定保護観察官の面接及びその面接に係る不正についても行政不服審査請求をしました。特定年月日 B から上記不服申立てをしたのですが、数か月経っても審理員の指名など何の処理もされませんでした。

なので「法務省はまた不作為を故意にしているのではないか。」と思い、本件対象文書を平成 30 年 8 月 21 日に開示請求しました。

これが本件対象文書を開示請求した経緯です。

なお、法務省は、特定保護観察官の面接について「生活環境の調整」だったと後から言い出しました。

しかし、特定保護観察官の面接が「生活環境の調整」であったことを示す事実、証拠は何もありません。

にもかかわらず、法務省は、特定保護観察官の面接は「生活環境の調整」であって適法である、として私の請求した不服申立てを審理員の指名もせずに却下しています。

特定保護観察官の面接が本当に「生活環境の調整」のためのものだったかどうか、御審査会の諮問番号平成30年（行情）諮問第464号で審理していただいていると思います。

イ 本件対象文書の開示について

一般的な常識での感覚なのですが、本件対象文書に私の名前、私が請求した日があるのでしたら、その部分を隠して部分開示をすれば良いのではないのでしょうか。

何も理屈をこねて不開示にする必要はないと思います。誰の不服申立てか分からなかったら開示できるのではないのでしょうか。個人情報部分を隠した文書ならば、存否の応答もできるのではないかと思います。法務省が受理した不服申立ての一覧（個人情報を隠したもの）は、存否応答も開示もできるのではないのでしょうか。

そもそも私の請求は、不当に処理するために、正当な手続がされていないのではないのでしょうか。

なので、本件対象文書が存在せず、その存否を明らかにできないのではないかと思っています。

私の意見は以上です。ありがとうございました。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

- (1) 審査請求人は、法4条1項の規定に基づき、平成30年8月21日付け（同月24日受領）行政文書開示請求書により、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成30年10月1日付け法務省保総第266号行政文書不開示決定通知書により、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が開示されることと同様の結果が生じるという理由をもって、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。
- (3) 本件は、「原処分を取り消す。」との裁決を求める旨の審査請求がな

されたものである。

2 審査請求人の主張

上記第2の2(1)ウと同旨。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「請求人が処分庁に申し立てている行政不服審査請求に係る処分庁における受理日が記載された文書」である。

(2) 存否応答拒否の妥当性について

ア 本件対象文書は、仮に存在するとすれば、請求人である特定個人が特定日に処分庁に対して行った行政不服審査請求の受理日を記載した文書であると認められるところ、当該文書の存否を答えることは、特定の個人が特定日付けで行政不服審査請求を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

イ 本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、法5条1号本文前段に該当する。

次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、審査請求人は、行政不服審査請求の処理状況は公開するよう定められている旨主張するが、行政不服審査法85条は、裁決等する権限を有する行政庁に、裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表する努力義務を課すものであり、「その他当該行政庁における不服申立ての処理状況」として想定されるのは、処分の根拠法条単位で①不服申立件数、②処理日数、③執行停止の申立て数及び許容数、④裁決等の内容別の数、⑤行政不服審査会等その他の審議会等の答申から裁決等までの期間、⑥未処理案件数とその不服申立てからの経過期間等であると解され、特定の個別事案についての処理状況を公表するものではない。

したがって、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

ウ 行政文書開示請求制度は、請求の目的いかんを問わず何人に対しても等しく開示をするものであるから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このため、法の下に

においては、審査請求人の情報（自己情報）を理由にこれを開示することはできない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が開示されることと同様の結果が生じるため、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法45条2項の規定により、本件審査請求を棄却することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成31年1月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月30日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年3月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 本件対象文書は、特定個人が処分庁に対して別紙に掲げる日付でそれぞれ行政不服審査請求を行ったことを前提に、その請求書を処分庁が受理した日付が分かる文書の開示を求めるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が上記の日付でそれぞれ行政不服審査請求を行った事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

(2) 本件存否情報の法5条1号該当性について

ア 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるとこ

ろ、当該情報について、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書イに該当しない。

イ なお、審査請求人は、行政不服審査法 85 条により行政不服審査請求の処理状況を公開するよう定められていることを指摘して、本件対象文書につき存否応答拒否すべきではない旨主張するが、同条が定める行政庁における不服申立ての処理状況の公表内容として想定されるものは、処分（根拠法令）ごとの不服申立件数、処理件数、処理内容（認容、棄却等の別）、処理期間などの情報であり、かつ、公表の具体的な方法については各行政庁の判断に委ねられると解されていることからすると、審査請求人のこの主張は、その前提において採用の余地がない。

ウ また、本件存否情報について、法 5 条 1 号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(3) 以上によれば、本件対象文書の存否を答えるだけで、法 5 条 1 号の不開示情報を開示することとなるため、法 8 条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法 5 条 1 号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

請求人が申し立てている，特定年月日B付け（2件），特定年月日C付け（1件），特定年月日D付け（1件），特定年月日E付け（1件），特定年月日F付け（1件），特定年月日G付け（2件），特定年月日H付け（1件），特定年月日I付け（1件）の行政不服審査請求を受理した日付が分かる書面。